

軽自動車・バイクの廃車手続きなどは済みましたか

## 軽自動車税（種別割）が課税されます

軽自動車税（種別割）は、4月1日時点で軽自動車（原付・バイク・軽四輪 など）を所有する人に、その年度分が全額課税されます。自動車税（種別割）と異なり、月割課税制度はありません。

次の場合は、4月1日までに廃車などの手続きを行わなければ課税されます。

- ◇使用不能になった（故障など）
- ◇既に車両を持っていない（盗難・譲渡 など）
- ◇市外に住所が変わった（転入・転出した人）
- ◇所有者が死亡した（引き続き使用する人がいる場合、名義変更の手続きが必要です。）

### ●問い合わせ先

種別	手続き窓口
◇原動機付自転車（125cc以下のバイク） ◇小型特殊自動車（ミニカーやフォークリフトなど）	市税課市民税担当 ☎(580)1827
125ccを超えるバイク	福岡運輸支局 ☎050(5540)2078
軽自動車	軽自動車検査協会福岡主管事務所 ☎050(3816)1750

### 引っ越しが決まったら 上下水道局へ連絡を



引っ越しなどに伴い、水道・下水道の使用を中止する場合は、手続きが必要です。引っ越しの5日前までに、問い合わせ先へ連絡するかオンライン申請にて手続きしてください。

※管理会社が水道料金・下水道使用料を請求するマンションなどの場合は、管理会社に問い合わせてください。



#### ●問い合わせ先

料金施設課料金担当 ☎(580)1923

### 4月1日(月)が納期限です

- ◇国民健康保険税（第10期） ◇介護保険料（第10期）
- ◇後期高齢者医療保険料（第9期）

延滞金は **年 8.7%**

※令和6年の割合です。

※納期限の翌日から1カ月を経過する日までの割合は年2.4%です。

LINEで納期限のお知らせを発信中

バーコードを読み込み、友だち追加後に「受信設定」で通知を希望する税目を選んでください。



口座振替が便利

市ホームページで申し込めます。

※一部対応していない金融機関があります。



#### ●問い合わせ先

◇納付に関すること

納税課納税相談担当 ☎(580)1975

◇口座振替に関すること

納税課納税管理担当 ☎(580)1832